

地籍調査の実施について

町では、平成17年度に日原地区の地籍調査事業に着手し、現在まで白丸地区（国道沿い）の宅地周りを中心に調査を進めています。

令和元年度は、海沢地区（神庭・柿平・一付）

を地籍調査事業の実施範囲とするため、7月から8月中に該当する土地の所有者を対象とした説明会を実施します。

土地所有者のみならず、には文書で通知しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

○地籍調査とは

人に関する記録として「戸籍」がありますが、これに対して土地に関する記録を「地籍」と言います。地籍調査では、一筆ごとの土地について境界・所有者・地番・地目

○地籍調査の必要性

現在の、登記所に備え付けられている登記簿や地図（公図）は、その多くが明治時代の地租改正時に作成された記録をもとにしており、長い年月を経た今日では、登記簿記載の面積が実際とは異なっていたり、公図に描かれた境界や形状が不明確であったりするため、土地の正確な情報を把握することが困難な場合があります。

地籍調査は、このような状況を改善し土地に関する記録（地籍）を明確化する事業です。

○地籍調査のメリット

- ・土地トラブルの未然防止や土地取引の円滑化
- ・災害のすみやかな復旧
- ・固定資産税の課税の適正化
- *土地所有者などの費用負担はありません。

○地籍調査の流れ

- ①説明会の開催
- ②境界の確認（一筆地調査）

公図などを基に作成した資料を参考に、調査担当者が現地を訪ねます。

境界を挟んだ土地所有者の方々に双方の合意のうえで土地の境界を確認していただき、土地の範囲を明らかにしていきます。

*地籍調査では、この一筆ごとの調査が大変重要になります。

- ③境界の測量（地籍測量）

杭の設置や測量を行

い、その結果を基に正確な地図（地籍図）を作成します。

- ④結果の確認（閲覧）
作成した地籍図と地籍簿は一定の期間を設け、土地所有者の方々に閲覧していただき確認を行います。

ここで確認された結果が、最終的な地籍調査の成果となります。

⑤登記所へ送付

地籍調査の成果（登記簿と地籍図）は、その写しが登記所に送付され、以降不動産登記の資料として活用されます。

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83・2367

カット

公共下水道への接続 合併処理浄化槽への転換のお願い

町の全区域の公共下水道は、供用開始後3年以内に、宅地内の便所、風呂、台所などから公共下水ますまでの排水設備を自己負担で接続する必要があります。浄化槽区域と水洗便所などへの改修を

お願いしてききましたが、平成28年度の供用開始後3年を過ぎたため、くみ取り手数料が有料とな

※問い合わせは、環境整備課 ☎ 83・2367